

# きよせ

## 今号の主な内容

連載企画～日本の医療・福祉を担う  
市内3大学とともに～日本社会事業大学 ……4面  
自動通話録音機の無償貸出/  
図書館児童特別展示コーナー ……3面  
お知らせ～information ……3・5～8面  
スマートフォンなどで市報が読める「マチイロ」ダウンロードはこちら⇒



# 防犯対策

夏休み前に確認しよう!

# 交通ルール

いよいよ子どもたちが楽しみにしている夏休みが始まります。夏休み中は、外出する機会が増えるため、犯罪に巻き込まれる危険性も高まります。家庭内で子どもと向き合い、約束やルールを決めましょう。

問合せ 防災防犯課防犯係 ☎042・497・1848

## 子どものみんなへ 守ろう! 4つの約束

### 知らない人にはついていかない



「新しいゲームがあるよ…」  
「おうちの人が呼んでいる…」  
などと言われても、知らない人には絶対ついていってはいけません。

### どこで誰と遊び、何時に帰るか伝える



どこで遊ぶか、誰と遊ぶ(勉強する)か、何時ごろ帰るか、何をやるかを伝えてから出かけましょう。時間になっても帰らないとき、探さず見当がつけられます。

### 1人では遊ばない



何人かで遊んでいれば、何かあっても友達がおとなに知らせてくれます。お母さん、お父さんなどおとなが見ている場所で遊ぶととても安全です。

### あぶなくなったら大声で叫ぶ!



あぶないと思ったら、まわりの人に気づいてもらうため、大声で叫びましょう。ためらってはいけません。

## 保護者の方へ 子どもを犯罪や事故から守るために

### ◆子どもが巻き込まれる犯罪の特徴

深夜の1人遊び、人目のつきにくい駐車場、木や建物などで見通しが悪い公園などで多いのが特徴です。保護者の方は子どもの行動を常に見守ってください。



また夏は、海・川・プールなどに出かける機会が多くなり、水の事故が多く発生します。小さな子どもが水遊びをするときは、保護者が必ず付き添うようにしましょう。

## ご利用ください「メール一斉配信サービス」

市内における防犯・防災情報やイベントに関する情報を、あらかじめメールアドレスを登録した方に配信するサービスです。ぜひご利用ください。登録方法などは市ホームページをご覧ください(右記QRコードも参照)。



メール一斉配信に関する問合せ 情報政策課 ☎042・497・1845

### 注意表示例

地震だ!!と感したらブロック塀に近づかないで!!  
ブロック塀は地震の際に倒れる可能性があります

問合せ 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 ☎042・0020、道路交通課道路施設係 ☎042・497・2095  
inmetu.tokyo.jp をご覧ください。

※詳しくは東京都耐震ポータルサイト http://www.taisshinmetu.tokyo.jp をご覧ください。

**ブロック塀の安全確認のお願い**

先の大阪地方における地震によるブロック塀倒壊で、幼い命が失われました。倒壊したブロック塀は、法律に定められた基準(建築基準法)を満たしていませんでした。市では、国土交通省の依頼により『ブロック塀の点検のチェックポイント』をもとにブロック塀(万年塀を含む)の所有者の方々に、建築基準法に適合しているか、地震の際に倒壊する危険がないか、安全点検をお願いしております。点検の結果、建築基準法に不適なブロック塀、もしくは地震の際に倒壊の危険性のあるブロック塀であると確認された場合、補修や改修をお願いします。なお補修や改修が終わるまでの間、左記のような注意表示をブロック塀に掲げていただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

## 「ながらスマホ」は交通事故に直結!

### ◆自転車は道路交通法違反に!

スマートフォンを使用・操作しながらの自転車運転は違反(道路交通法第71条)です! 自転車のながらスマホは、周囲の状況が把握できず、交通事故に直結する大変危険な行為です。

### ◆歩行者でも危ない!

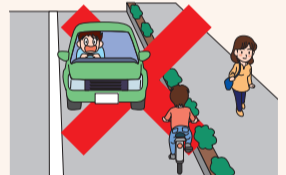
歩行中でも操作に夢中になると周囲の状況が分からず、歩行者や自転車との接触や、自分自身がケガをする可能性が高くなります。相手にケガをさせたら、過失傷害罪(30万円以下の罰金または科料)に問われる可能性もあります。



## 「ながらスマホ」は絶対にやめましょう!

## 知っていますか? 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



## 保護者の方へ～自転車の保険加入を考えましょう

保護者の方は、子どもが乗る自転車を点検して、不良な部分がある場合は、自転車販売店などで整備をしましょう。

また、子どもが起こした事故であっても、自転車の利用によって生じた損害は、賠償しなければならないことがあります。万が一の場合に備えて、保険への加入をおすすめします。

### ◆自転車向けの保険って?

自転車向けの保険は、補償の範囲によっていろいろあります。家族の生活などに合わせて検討してください。

#### ―TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車販売店で自転車の点検整備を受けると、「TSマーク」というシールが貼付されます。この「TSマーク」には傷害補償と賠償責任補償(赤色TSマークのみ)が付帯されています(保険の有効期間は点検・整備の日から1年間)。

#### ―損害保険会社の保険

自分で転倒してケガをした際に支払われる「傷害保険」と、相手にケガをさせたり物を壊してしまったときの保険として「個人賠償責任保険」があります。「個人賠償責任保険」は、自動車の任意保険、火災保険など特約としてつけることができるものもあります。



自転車は防犯登録を忘れずに! 自転車の所有者には、防犯登録が義務付けられています。必ず防犯登録をしてください。